

パブリックコメント募集結果（案）

「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン（案）」について、市民の皆さまから意見を募集した結果、1名から3件の意見が寄せられました。寄せられた意見の概要とこれに対する市の考え方は、下記のとおりです。

案 件	白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン（案）		
募集期間	平成30年2月1日（木）～2月15日（木）15日間		
意見の件数 (意見提出者数)	3件（1人）		
意見の取扱い	修 正	案を修正するもの	1件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	0件
	参 考	案には反映できないが今後の参考とするもの	2件
	その他	案には反映できないが意見として伺ったもの	0件

番号	市民意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
1	ガイドラインの第1号様式(第5条第2項関係)チェックリスト 環境配慮項目 周辺環境への配慮「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使おう」 ⑥「事業区域内の除草環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤、その他の薬剤を使用する場合は、」の次に、「 <u>近隣住民に周知し</u> 」の文言を追記してほしい。 (井戸水を使用する地域では、除草剤等薬剤使用による周辺環境への影響が懸念される。)	1	発電施設の設置場所は、周囲に近隣住民の生活の場がある場所やない場所等、いろいろなケースが想定され、影響が懸念される設備に限定した形とし、「発電施設の周囲に近隣住民の生活の場がある場合、薬剤の使用について周知に努めます。」を追記することとします。 【修正】

番号	市民意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
2	<p>住民説明の際は必ず文書配布すべき。 (事業者の説明が口頭で行われた場合二転三転することが懸念される。)</p>	1	<p>チェックリストの環境配慮項目 地域との関係構築「公害対策に市民の声を生かそう」、「エネルギーを有効に使おう」の④で「近隣住民への周知に当たっては、説明及び周知の範囲並びに周知方法について市と調整を行う」ことを努力義務として規定しています。</p> <p>文書配布の義務化についての文言の明文化は、事業者に過度な負担となる場合もありえることから、適宜口頭でお願いしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【参考】</p>
3	<p>施工してしまったもので新たに不具合が発見されたものに関し、ガイドラインに基づいて設備を是正しなければならない旨の文章を追記できないか。</p>	1	<p>既設の太陽光発電設備の不具合に関しては、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」の「第2章 適切な事業実施のために必要な措置」の「第3節 運用・管理」で、「3. 非常に求められる対処」が規定されています。</p> <p>また、FIT法において、適切な保守点検及び維持管理を行う事業計画が認定の条件となっており、施工後の新たな不具合が発生した場合でも、是正されるものと考えております。</p> <p>なお、市のガイドラインにおいても、第7条の遵守事項で「(5) 安全への配慮」及び「(7) 適切な苦情、要望等への対応」を規定しています。</p> <p style="text-align: right;">【参考】</p>